

公益財団法人 日本ライフセービング協会

日本代表及び HPT のユニフォームの着用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）日本代表及びハイパフォーマンスチーム（以下「HPT」という）の着用するユニフォーム（以下「日本代表ユニフォーム」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において日本代表ユニフォームとは、本協会によって指定された以下のものをいう。

- (1) 日本代表に対して指定された衣類、キャップ、水着、タオル、カバン等
 - (2) HPT に対して指定された衣類、キャップ、水着、タオル、カバン等
- 2 本規程において、日本代表選手、強化指定選手、日本代表スタッフ及び HPT スタッフとは本協会の各種規程に基づいて選出されたそれぞれのものをいう。

(着用義務)

第3条 日本代表選手、強化指定選手、日本代表スタッフ及び HPT スタッフは、以下の事業においては、日本代表ユニフォームを着用することとする。

- (1) 日本代表または HPT として派遣される国際大会
- (2) 日本代表または HPT として参加する海外及び国内の合宿
- (3) 日本代表または HPT として参加が義務付けられた本協会又は他団体の各種事業

(遵守事項)

第4条 日本代表選手及び強化指定選手に選出された者で、日本代表ユニフォームを着用するものは、その自覚と誇りを持ち日本のライフセービング界を代表する者として着用すること。

(禁止事項)

第5条 日本代表ユニフォームを第三者に譲渡、貸与及び売却すること。ただし、本協会の承認が得られた場合はこの限りではない。

- 2 本協会が許諾する以外の商標又はマーク等を、日本代表ユニフォームにつけること。
- 3 日本代表ユニフォームには、政治的、宗教的または個人的なスローガン、メッセージまたはイメージを表示してはならない。
- 4 日本代表ユニフォームを着用して、政治的、宗教的または協会の理念や社会常識に反するようなスローガンやメッセージを発信してはならない。
- 5 日本代表ユニフォームを、本協会の許可なく加工又は破壊すること。
- 6 協会の主催、共催、後援する事業以外において日本代表ユニフォームを着用すること。

(保管)

第6条 日本代表ユニフォームは、常に清潔を保つように心がけ各個人で責任を持って保管すること。

(返還)

第7条 日本代表選手及び強化指定選手から解任された場合は、直ちに本協会に返還しなければならない。

(届出の義務)

- 第8条 日本代表ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合には速やかに本協会にその旨を届け出なければならない。
- 2 本協会の主催、共催、後援する事業以外で日本代表ユニフォームを着用するときは、事前に事務局に届出をして承認を得なければならない。

(改 廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2020年3月14日から施行する。